

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芝山町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務に従事する者に守秘義務を課し、特定個人情報の管理を徹底する。
個人住民税課税システム(Acrocity住民情報システム)を総括的に管理する一部事務組合に対して、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止について指導を行う。

評価実施機関名

芝山町長

公表日

令和5年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民及び国税庁から提出された申告情報並びに給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から所得課税証明を発行する。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務</p> <ul style="list-style-type: none">・個人住民税の賦課に関する事務・個人住民税納税通知書等の送付に関する事務・個人住民税の減免に関する事務・所得課税証明書等の発行に関する事務・納税義務者の所得・課税情報の管理・調査に関する事務
③システムの名称	Acrocity個人住民税システム、確定申告支援システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー、eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第8号、別表第二の27の項</p> <p>【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芝山町役場 総務課 行政係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992番地 0479-77-3901
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芝山町役場 町民税務課 課税係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992番地 TEL 0479-77-3915

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供】 ・番号法第19条第7号別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の2,第23条,第24条,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3	【情報照会】 ・番号法第19条第7号別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供】 ・番号法第19条第7号別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59条	事後	
平成29年6月30日	II しい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	II しい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法に基づき、住民及び国税庁から提出された申告情報並びに給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・所得証明を発行する。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務 ・個人住民税の賦課徴収に関する事務 ・個人住民税納税通知書等の送付に関する事務 ・個人住民税の減免に関する事務 ・所得・課税証明書等の発行に関する事務 ・納税義務者の所得・課税情報の管理・調査に関する事務	・地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民及び国税庁から提出された申告情報並びに給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から所得課税証明を発行する。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務 ・個人住民税の賦課に関する事務 ・個人住民税納税通知書等の送付に関する事務 ・個人住民税の減免に関する事務 ・所得課税証明書等の発行に関する事務 ・納税義務者の所得・課税情報の管理・調査に関する事務	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity個人住民税、確定申告支援システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、eLTAXシステム	Acrocity個人住民税システム、確定申告支援システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、eLTAXシステム	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の16の項 ・第9条第3項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供】 ・番号法第19条第7号別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の2,第23条,第24条,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の3	【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号、別表第二の27の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」のとおり	事後	
令和2年6月5日	II-1 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和2年6月5日 時点	事後	
令和2年6月5日	II-2 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和2年6月5日 時点	事後	
令和3年7月21日	II-1 対象人数	令和2年6月5日 時点	令和3年7月21日 時点	事後	
令和3年7月21日	II-2 取扱者数	令和2年6月5日 時点	令和3年7月21日 時点	事後	
令和3年10月15日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16の項	事後	
令和3年10月15日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号、別表第二の27の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第8号、別表第二の27の項 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項	事後	
令和3年10月15日	II-1 対象員数	令和3年7月21日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	II-2 取扱者数	令和3年7月21日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	II-1 対象員数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	II-2 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	